

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成28年7月30日以降適用）																								
I-2-②-3	<p>(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、P C 桁・簡易組立式橋梁・グレーチング床版・門扉、ポンプ・大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 別途製作する標識柱（F型柱，WF型柱，オーバーヘッド式）の場合の扱いは，鋼橋・門扉等工事原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取扱う場合）</p> <p>(ニ) デザインポール（発注者仕様に基づき個別製作する照明柱）の取扱いは，鋼橋門扉等工事原価の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(ホ) 現場発生品とは，同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは，別途製作の製作費と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 大型遊具（設計製作品）とは，施工現場の状況に合わせて工場製作されるもの（実施設計等でコンサルタント等に設計させたオリジナル製品及びカタログ製品を複数直接組み合わせたもの）でありカタログ製品単体のものは含まない。</p> <p>(チ) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは，下記のものとし，「処分費等」を含む工事の積算は，当該処分費等を直接工事費に計上し，間接工事費等の積算は，表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 	<p>(注) 1. 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>2. 桁等購入費とは、P C 桁・簡易組立式橋梁・グレーチング床版・門扉、ポンプ・大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>3. 別途製作する標識柱（F型柱，WF型柱，オーバーヘッド式）の場合の扱いは，鋼橋・門扉等工事原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取扱う場合）</p> <p>4. デザインポール（発注者仕様に基づき個別製作する照明柱）の取扱いは，鋼橋門扉等工事原価の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>5. 現場発生品とは，同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>6. 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは，別途製作の製作費と同じ扱いとする。</p> <p>7. ゴム支承は鋼橋架設工事の場合にのみ適用する。（既設鋼橋の支取替及び鋼桁の製作を伴わない場合は対象外）</p> <p>8. 大型遊具（設計製作品）とは，施工現場の状況に合わせて工場製作されるもの（実施設計等でコンサルタント等に設計させたオリジナル製品及びカタログ製品を複数直接組み合わせたもの）でありカタログ製品単体のものは含まない。</p> <p>9. 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは，下記のものとし，「処分費等」を含む工事の積算は，当該処分費等を直接工事費に計上し，間接工事費等の積算は，表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 																								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">区 分</td> <td style="width:40%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td style="width:50%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。	一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">区 分</td> <td style="width:40%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td style="width:50%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。	一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																								
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																								
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし，3%を超える金額は，率計算の対象としない。ただし，対象となる金額は3千万円を上限とする。																								
	<p>(注) 1. 上表の処分費等は，準備費に含まれる処分費を含む。 なお，準備費に含まれる処分費は伐開，除根等に伴うものである。</p> <p>2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p>	<p>(注) 1. 上表の処分費等は，準備費に含まれる処分費を含む。 なお，準備費に含まれる処分費は伐開，除根等に伴うものである。</p> <p>2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p>																								

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成28年7月30日以降適用）																																
I-2-②-4	表-1 工 種 区 分	表-1 工 種 区 分																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">工種区分</th> <th align="center">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td>河川・道路 構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事、消雪バイパス工事(井戸及び配管工事のみを含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事、 消雪バイパス工事(井戸及び配管工事のみを含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事	橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承	<table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">工種区分</th> <th align="center">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</td> </tr> <tr> <td>河川・道路 構造物工事</td> <td>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事	橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承
	工種区分	工 種 内 容																																
	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																
	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事、 消雪バイパス工事(井戸及び配管工事のみを含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																
	海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																
	道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																	
PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事																																	
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承																																	
工種区分	工 種 内 容																																	
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする																																	
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く																																	
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																																	
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事																																	
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付風物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。																																	
PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事																																	
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承																																	
	削除																																	